

■ 原因（病原体）

- 口蹄疫ウイルス（Foot-and-mouth disease virus）
- **空気感染等**

■ 対象家畜

- **牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし**

■ 分布

- 中国等の**近隣アジア諸国で継続的に発生**。
- 日本では**平成22年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌平成23年には清浄国に復帰**。

■ 症状

- 口や蹄に水疱形成、発熱、流涎（よだれを垂らす）等の症状を示す。
- **極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す**。
- 成長した家畜の死亡率は低い**が、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる**。



【牛における症状（流涎）】

我が国における過去の発生事例

口蹄疫

- 平成22年4月、宮崎県において我が国で**10年ぶりに発生**（292戸で発生、**210,714頭を殺処分**）。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、**宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大**したことから、我が国で初めての**緊急ワクチン接種を実施**（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
- **この結果、口蹄疫の発生は減少**し、同年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。

宮崎県における発生

H22.4.20

宮崎県で口蹄疫の発生を確認

H22.5.19

口蹄疫ワクチン接種の実施を決定

H22.6.4

口蹄疫対策特措法の施行

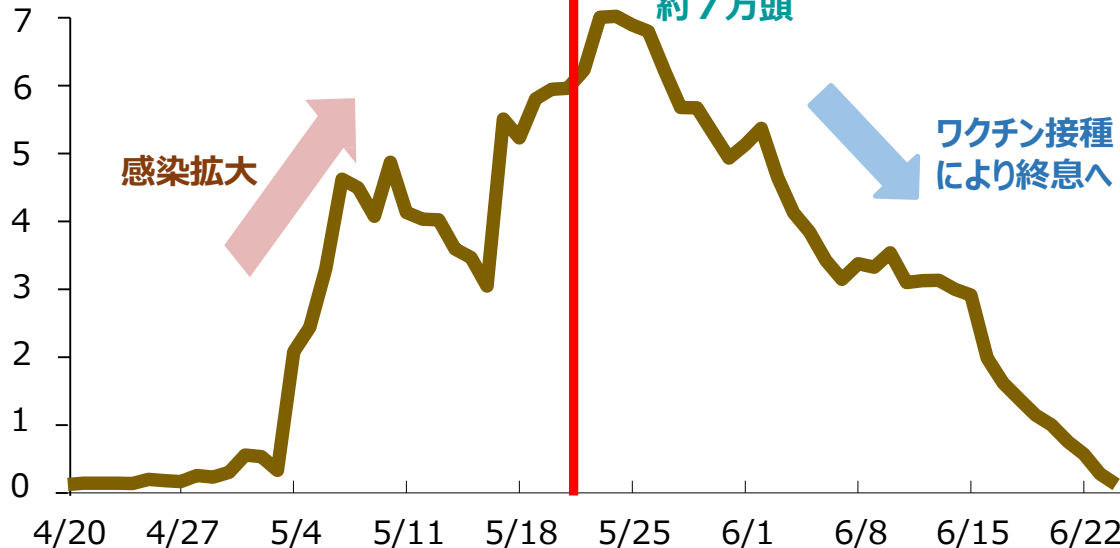
H22.7.27

全ての移動制限区域を解除

H23.2.5

WOAHによるワクチン非接種
清浄国への復帰の認定

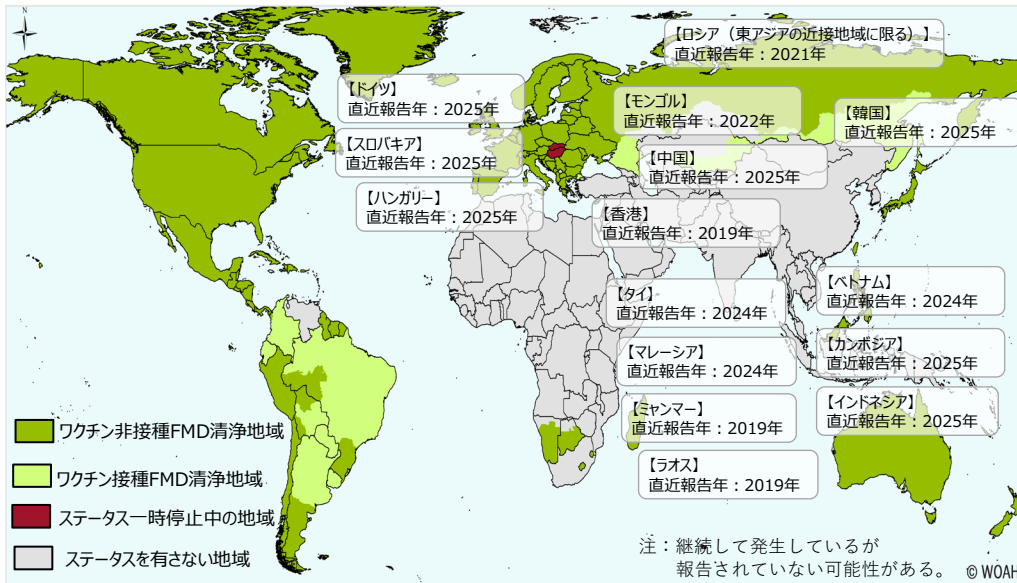
(万頭)



海外での発生状況

- **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌**2011年には清浄国に復帰**。
 - 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、**我が国への侵入リスクは極めて高い状況**。
- 欧州**では、**2025年1月**には**ドイツ**で、同年**3月**には**ハンガリー**及び**スロバキア**で発生を確認。（同年4月14日付けでドイツ全土がワクチン非接種清浄国へステータス回復。）
- 東アジア**では、**2025年3月**に**韓国**で1年10か月ぶりに発生を確認。

世界の発生報告状況



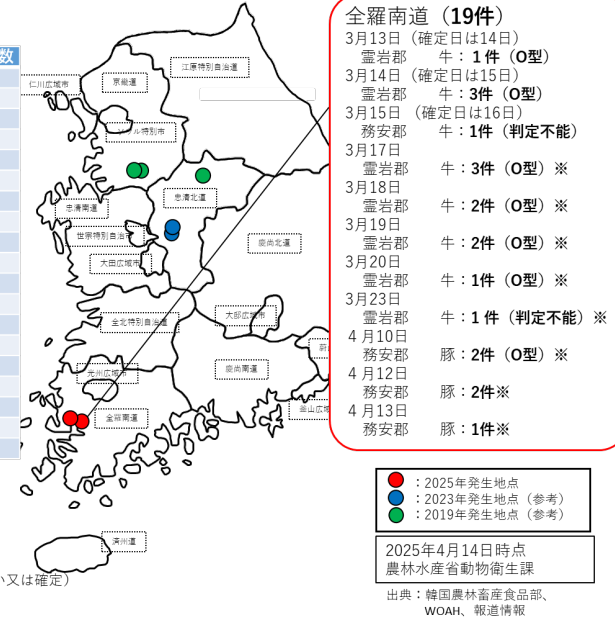
韓国の発生報告状況

※令和7年4月14日時点

	発生日	場所	動物種	飼養頭数
1	'25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3*	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5	'25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13	'25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14	'25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15	'25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16	'25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19	'25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。

注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数



■ 原因

- 異常プリオンたん白質（たん白質の一種）
- 汚染飼料の給餌等により感染

■ 感受性動物

- 牛、水牛のほか、**感染動物由来の飼料等の摂取**により、**他の動物種へ感染**する可能性。
※ヒトのプリオン病の一種である「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」は、BSE感染牛由来の食品の摂食が原因とされる。

■ 症状

- **長い潜伏期間**（通常4年～6年）を経て、行動異常、運動失調などの**神経症状**を呈し、発病後2週間～6か月の経過で死に至る。**治療法はない**。

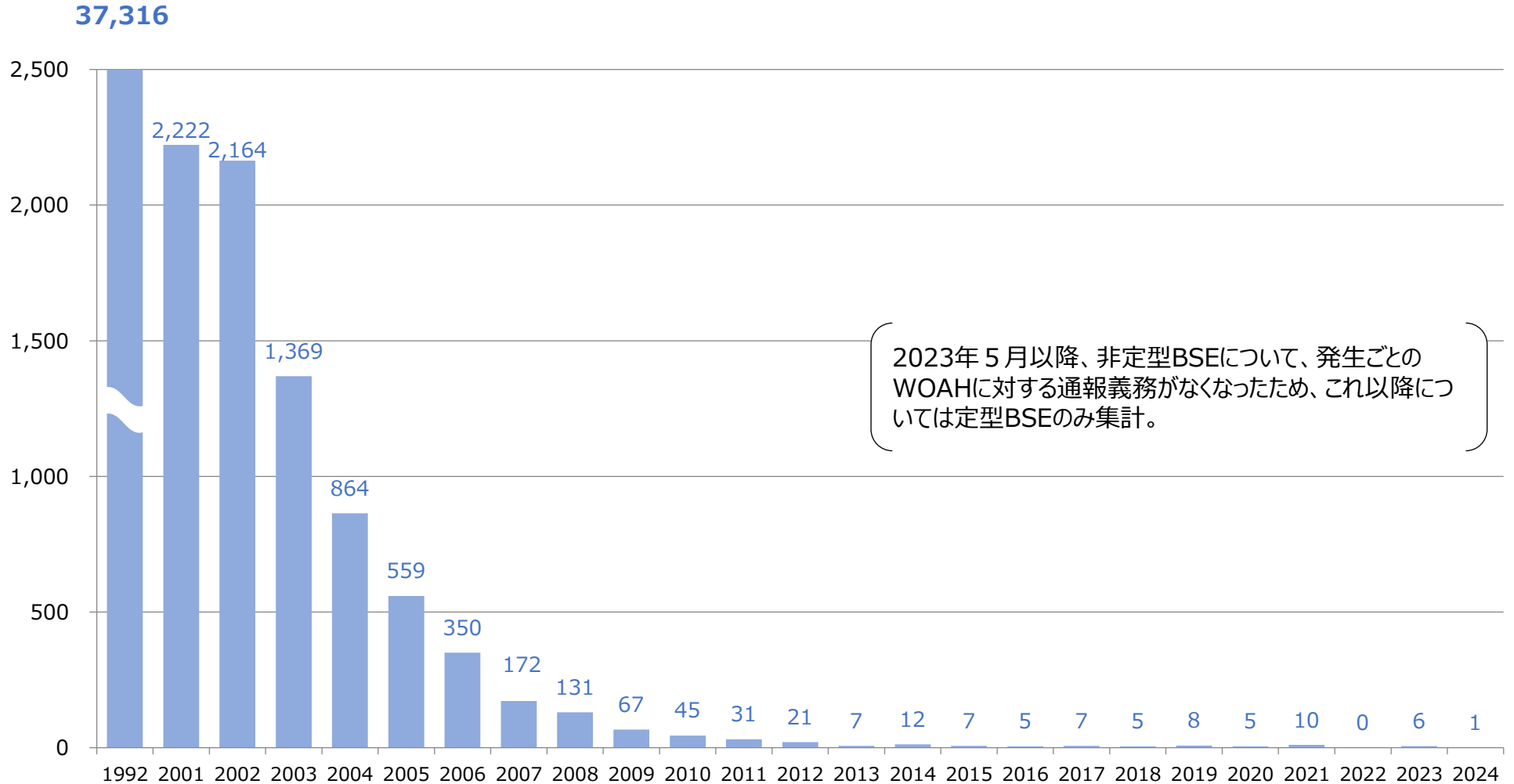
■ 非定型／定型BSE

- 非定型BSEは、英国を除く近年の発生のほとんどを占める。孤発性とされる。
- これに対して、従来英国から世界に拡大したとされるBSEを定型BSEという。

	定型BSE	非定型BSE
定義	BSEプリオンが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。英国で1986年に発生を確認。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型BSEとは異なるパターンを示すBSE
原因	BSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取	発生原因の詳細は不明（孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5～5.5年（潜伏期間はBSEの暴露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認（6.3歳～18歳）
世界での発生数	約19万頭	166頭（報告義務がなくなった2023年5月まで）

○ 世界での**発生**のピークは**1992年**。その後、**BSE対策の進展**により、**発生頭数は大きく減少**。

世界における年次別報告頭数

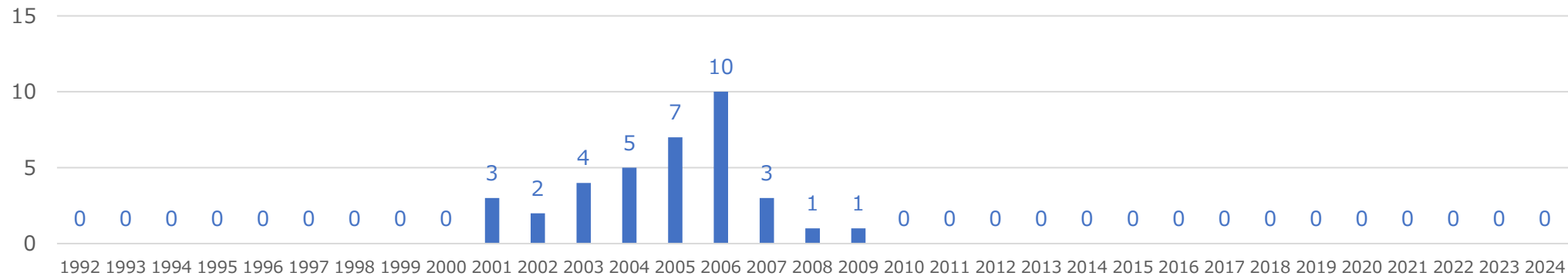


発生状況（国内）

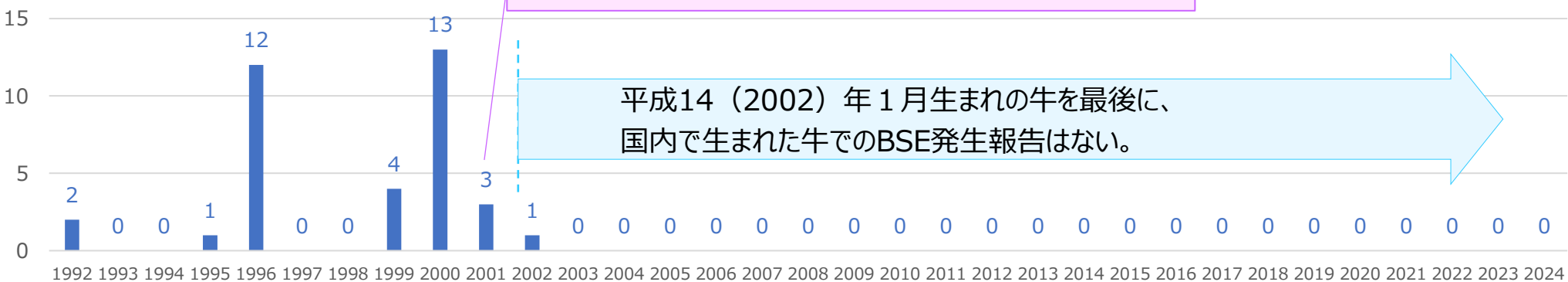
BSE

- **平成13（2001）年9月に国内初確認。**現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 飼料規制の実施直後の**平成14（2002）年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。**
- 平成25（2013）年5月にWOAHは我が国を「**無視できるBSEリスク**」の国に認定。
- 出生年別にみると、平成8（1996）年生まれが12頭、平成12（2000）年生まれが13頭と多い。

我が国における年次別報告頭数



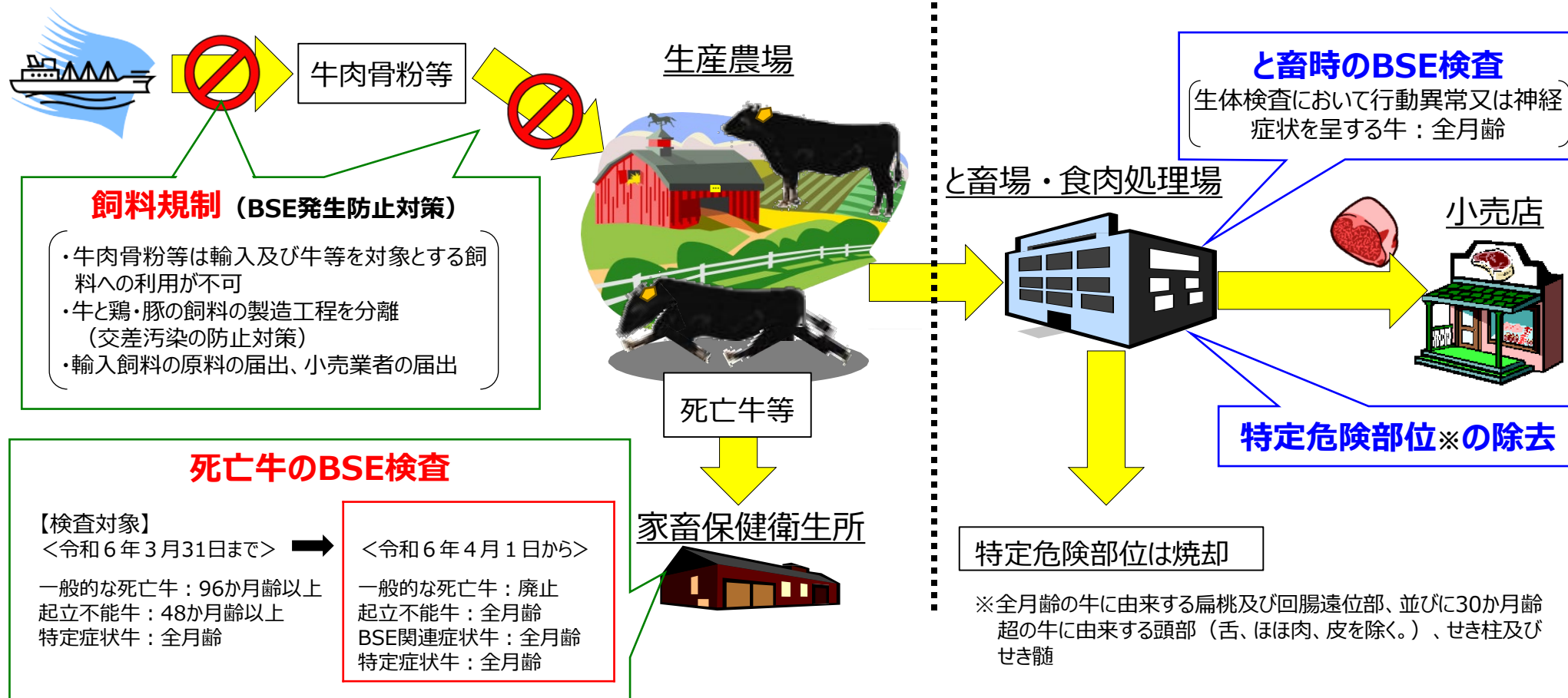
BSE感染牛の出生年次別頭数



- 国内におけるBSE対策は、農林水産省において、飼料規制（発生防止対策）や死亡牛等の検査（対策の有効性の確認）を、厚生労働省において、特定危険部位の除去やと畜時の検査を実施。

農林水産省所管

厚生労働省所管



病徴と発生状況

- ランピースキン病は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病。牛乳の生産等に一時的な影響はあるが、致死性は低く、ほとんどの牛では徐々に回復（家畜伝染病予防法上「届出伝染病」の扱い）。人には感染せず、畜産物も食用上安全。
- 令和6年11月6日、福岡県の乳用牛農場で、我が国初の感染を確認。令和7年6月末時点で、福岡県で19事例、熊本県で3事例発生を確認。

ランピースキン病とは



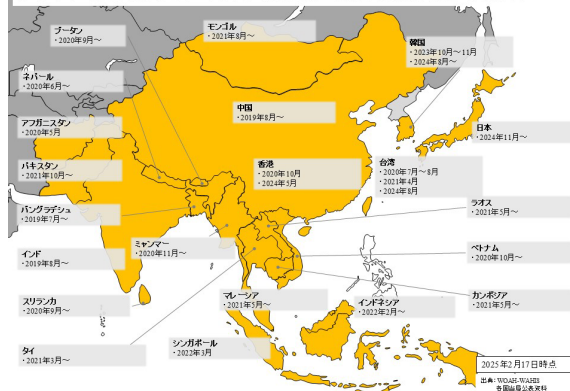
写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary
Laboratory in Mongolia)

皮膚病変

- 皮膚の結節や泌乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気。
- 主に蚊等の吸血昆虫（ベクター）による機械的伝播により感染が拡大。
- ほとんどの牛は感染しても徐々に回復。
- 家畜伝染病予防法上「届出伝染病」。
- 人には感染せず、畜産物も食用上安全。

海外の発生状況

アジアにおけるランピースキン病の発生報告状況(2019年以降)



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- 2023年及び2024年、韓国で発生

〔韓国での発生を受け、ワクチン備蓄※や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。〕

※日本中央競馬会畜産振興事業により日本動物用医薬品協会が実施

国内の発生状況

- 令和6年11月6日：福岡県内の2農場で初めて発生を確認
→初発農場の周辺で発生確認したところ、複数の農場で発生を確認（合計19例）
- 発生農場から移動牛の追跡調査では、熊本県で1例確認。
→令和6年12月8日、同26日に1例目農場周辺で新たに発生確認（合計3例）

○ 発症牛からの**生乳の出荷が出来なくなる**ため、**まん延防止対策**が重要。**発生県と連携し対策に全力を挙げる。**

対応状況

- ✓ **防疫対策要領**に基づき、以下のとおり対応。
 - **発症牛の生乳の出荷や発生農場からの生体の移動の自粛、臨床症状を呈する牛の隔離**
 - **周辺農場における異状確認（10km圏内）・害虫防除対策（20km圏内）**
 - **周辺農場の調査及び移動牛の追跡調査の実施**
 - **発症牛の自主淘汰**
- ✓ **ワクチン接種**については、**福岡県の発生農場周辺20kmの範囲において、令和6年11月21日から開始。**（熊本県は現時点では接種はしない方針。）

輸出への影響

- ✓ 協議の結果、輸出が制限されていた
 - ・ **香港向け牛肉**
 - ・ **台湾向け乳製品**
 - ・ **豪州向け牛肉**
 - ・ **カタル向け牛肉**については、**輸出継続が可能**に。
- ✓ **米国向け牛肉**については、
 - ・ **ワクチン接種県（福岡県）由来の牛肉**の輸出が制限されていたが、協議の結果、**令和7年3月19日に輸出が再開。**
- ✓ **メキシコ向け牛肉**については、
 - ・ **福岡県及び熊本県からの牛肉**の輸出が停止（令和7年4月13日にメキシコ当局から連絡）。**直ちに停止解除を要請するとともに、早期の輸出再開に向け協議中。**

○ まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農家の経営支援に向けて、きめ細かい支援を実施。

まん延防止対応

- ✓ 発症牛を**自主淘汰**した場合の**再導入**の支援
(乳用初妊牛・肉用繁殖素牛 60万円/頭)
- ✓ **出荷自粛中の生乳の適切な処理**への支援
- ✓ **農場の消毒**や**吸血昆虫対策**など、現場でのまん延防止措置への支援
(適切な**堆肥化処理**の徹底等)
- ✓ 発生農場における**有効な隔離**の指導
- ✓ 発生県と連携した**適切な情報発信**
- ✓ **出品・出荷時の牛の健康状態の確認**の徹底

ワクチン接種の推進

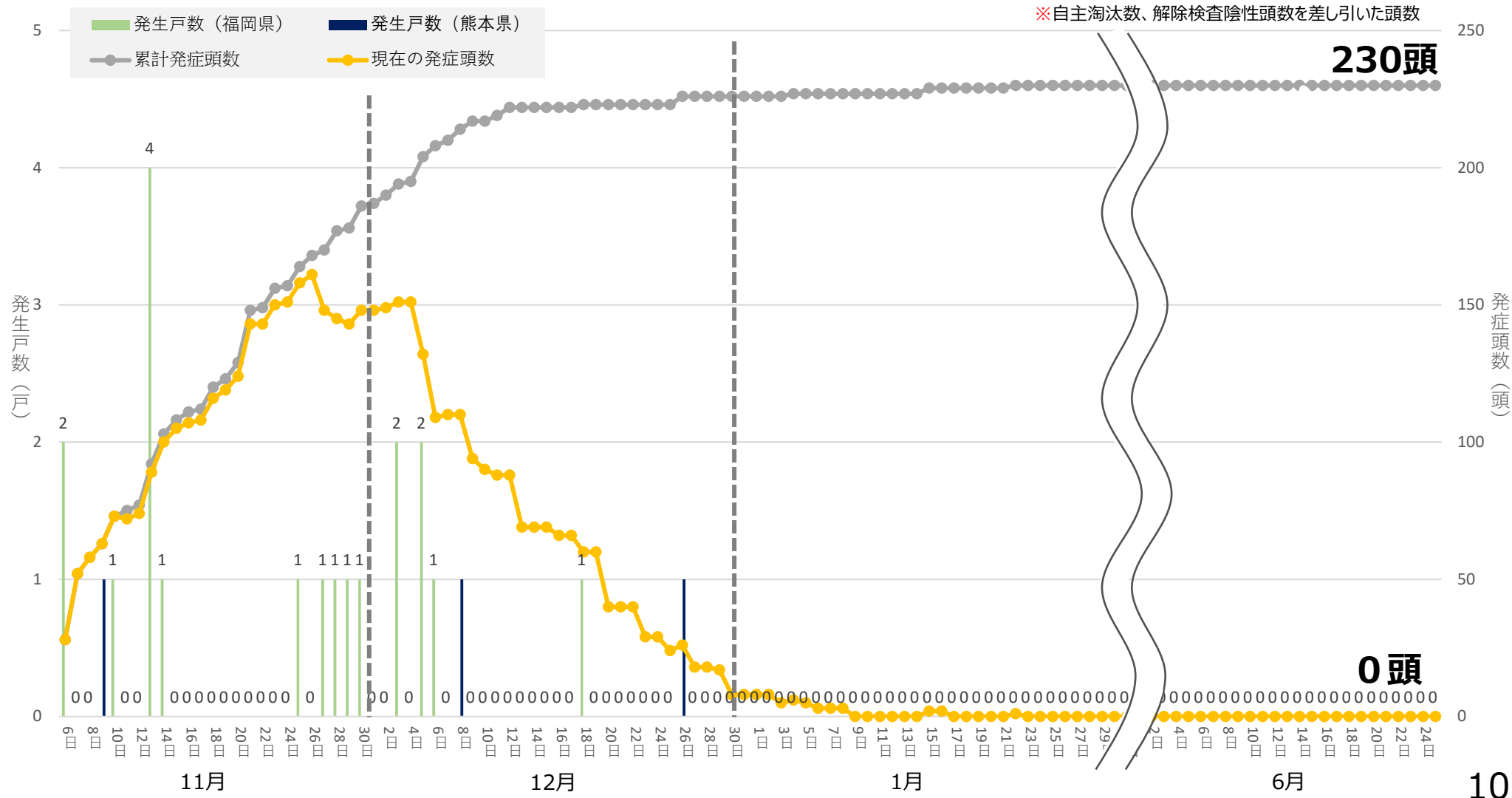
- ✓ ワクチンの**無償配布**
- ✓ ワクチン接種の影響に関する**リスクコミュニケーション**

農家の経営支援

- ✓ **金融機関**に対し、**経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や償還猶予を要請**済み
- ✓ **家畜疾病経営維持資金**の対象に本病を追加
- ✓ **日本政策金融公庫支店**に**相談窓口**を設置
- ✓ 円滑な**生乳の出荷再開**に向けた**検査体制**の整備
- ✓ **子牛の引取先・販路確保**に向けた**関係者間の調整**
- ✓ **飼料関係団体**に対し、**飼料代金の支払猶予を要請**済み

国内でのランピースキン病発生の経過

- 令和6年11月6日、福岡県の2農場で、国内初となるランピースキン病の発生。
- 令和7年6月25日現在、福岡県19例、熊本県3例の計22例の発生を確認。疑症牛を含めて、国内では累計230頭の発症を確認。自主淘汰等を進め、現在の発症頭数は0頭。



ランピースキン病の法的位置付けの検討

- ランピースキン病について、殺処分の命令など「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、本病を法第62条の疾病の種類として指定することとしている。
- 政令の制定に合わせて、防疫対策要領も改定する予定。

- 昨年11月に福岡県にて、ランピースキン病が我が国で初めて発生が確認。
本病は家伝法上の「届出伝染病」であることを踏まえ、家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう支援や指導などを実施。
- しかしながら、その後、感染が拡大し、最終的に福岡県及び熊本県において計22事例230頭の感染が確認。
まん延防止措置が支援や指導にとどまり、法的強制力をもって措置を講ずることができなかったため、十分な防疫対策を実施できなかったことが感染拡大の一因と考えられる。
- 今後も引き続き我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分想定される中、再度我が国で発生した際、十分な防疫対策が実施できなければ、日本全国に感染が拡大するおそれ。



ランピースキン病発生時に、「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるよう、
家伝法に基づく政令を制定することについて、食料・農業・農村政策審議会から答申（5/13）
⇒ 7月下旬に政令施行予定

（参考）過去に政令を制定した例

疾病名	政令を制定した年	政令制定後の対応
蜜蜂の腐蛆病	昭和30年	昭和30年、家畜伝染病として法定化
豚等の豚水疱病	昭和48年、昭和50年※	昭和50年、家畜伝染病として法定化
牛等の伝達性海綿状脳症	平成8年	平成9年、家畜伝染病として法定化

※一旦終息したものの再発したため、再度政令を制定。

■ 原因（病原体）

- 細菌（ヨーネ菌）

■ 感受性動物

- 牛、水牛、めん羊、山羊、鹿（反すう動物）

■ 分布

- 欧米や豪州など広く世界で発生。
- 日本の汚染率（農場レベル）は、他の主要国に比べると低位。

■ 症状

- 数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等により生産性を著しく低下させる。

（潜伏期間中に繰り返し排菌し、特に発症牛は下痢便に大量の菌を排出し感染源となる。）

- 治療方法やワクチンはない。



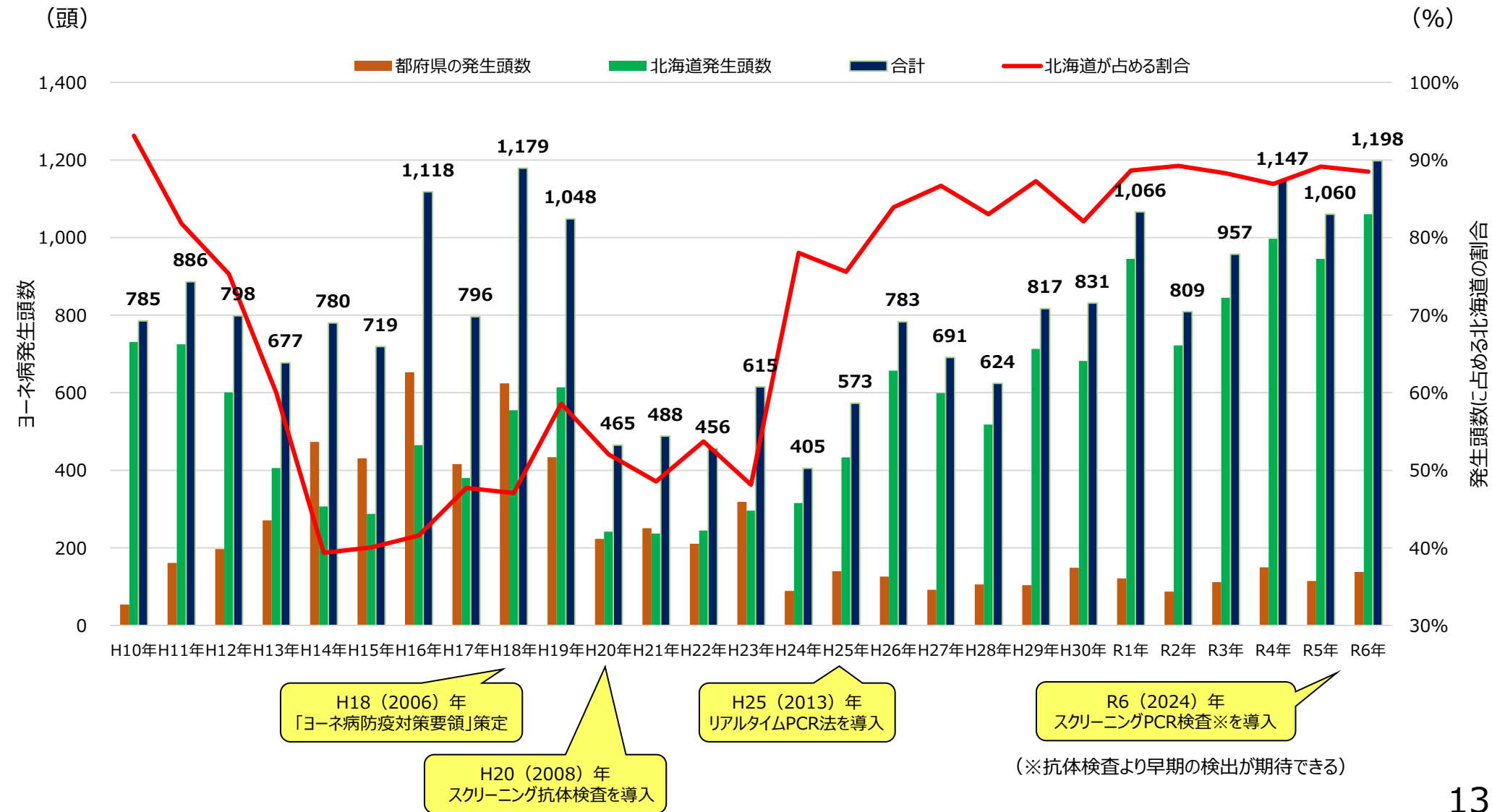
ヨーネ病発症牛（消瘦）

出典：（国）農研機構動物衛生研究部門

国内の発生状況

ヨーネ病

- 令和元（2019）年以降、**全国のヨーネ病発生頭数の9割弱（87%～89%）は北海道での発生。**
- 北海道では発生頭数が増加傾向も、都府県では年間100～150頭程度と横ばい。

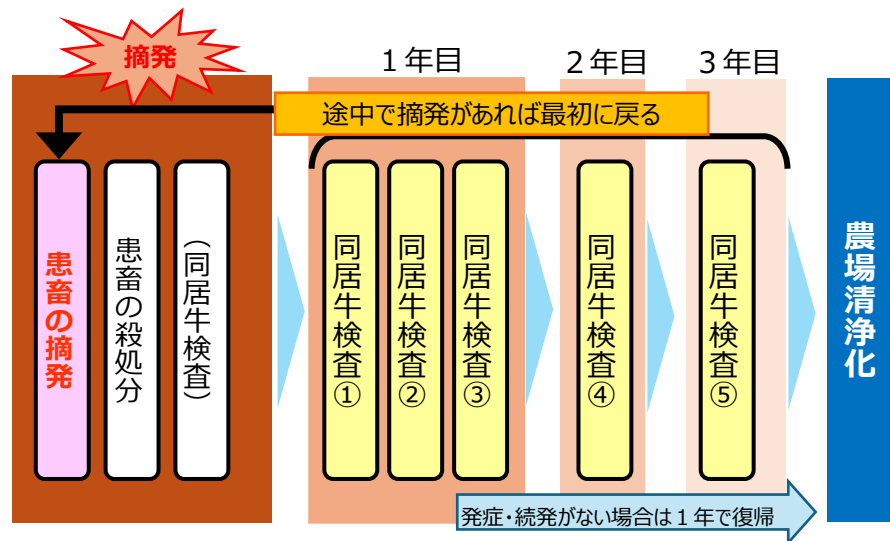


ヨーネ病対策の概要

- **定期検査と発生農場の集中的検査**により清浄化を推進する一方、**生産者や都道府県の検査負担等**が課題。
- ヨーネ病の**まん延を防止**し、**農家の経済的被害を抑制**しつつ、より**効率的で現場負担の軽減**につながる**検査スキームの確立**を目指し、都道府県や専門家と技術的に検討。

現状 発症までの期間が長いため、複数回の検査により清浄化を推進

- ✓ **定期検査**によるヨーネ病の監視（家畜伝染病予防法に基づく）
→ 繁殖牛は少なくとも5年に1度の検査
- ✓ **患畜の殺処分**
→ 手当金は評価額の4／5を交付
- ✓ 発生農場の**清浄化対策**
→ 1年目に3回、その後2年間は年1回の同居牛検査ですべて陰性が確認されれば清浄農場へ復帰
- ✓ 発生農場からの移動牛は**移動前検査**（2回）で陰性確認
- ✓ 農場における**衛生対策**（子牛への感染防止）



現行対策の効果と課題

【効果】

- 発症前の個体の摘発により、ヨーネ病による**甚大な被害を防止**
- 日本全体として**諸外国に比べ低い浸潤度を維持**
一方、**北海道では摘発が増加傾向**

【課題】

- 農場の大規模化を背景に、発生農場の清浄化対策に係る**生産者、地域、さらには都道府県の負担の増加**
- **対策の長期化**による農場や地域のモチベーション低下

今後の検討方向

- 地域の実情に則した**実効性の高い検査体制**の確立
- 新たな検査法も活用し現場負担を軽減できるような**検査の効率化**
- **移動牛による伝播リスクの低減**
- 農場における**衛生対策**の向上

北海道や都道府県、乳用牛や肉用牛の生産者など、関係者の意見を踏まえ、効率的な検査スキームについて技術的に議論